

令和 9 年度の地域枠の医師派遣方針について

令和 8 年 8 月 7 日（金）
令和 8 年度第 2 回和歌山県医療対策協議会

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課

< 今回お諮りするポイント >

内科派遣する自治医科大学、県立医大地域医療枠、近大和歌山県地域枠に関し、

- ① **令和 8 年度**の医師派遣について、派遣医師数、派遣要望数及び派遣方針について
ご説明 **【現状説明】**
- ② **令和 9 年度の派遣方針（P.8～P.10）**について、承認いただきたい。【次年度方針】

医師派遣方針に基づく派遣計画の決定までの流れ

【本日協議いただく内容】

次年度の医師派遣方針について、**地域医療対策協議会で協議**

次年度の医師派遣方針を決定

派遣対象医師・大学・医療機関等との派遣調整

【9月～12月頃】

次年度の医師派遣計画について、地域医療対策協議会に報告

【3月頃】

医療法第30条の23第2項

地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

第2号 医師の派遣に関する事項

「医師の派遣に関する事項」として協議する事項



地域枠医師を中心としたキャリア形成プログラムの適用を受ける医師を、
どのような視点に着目して配置するか

地域医療の堅持

- 医師偏在を踏まえた医師少数区域等への派遣
- 大学による医師派遣との整合性 など

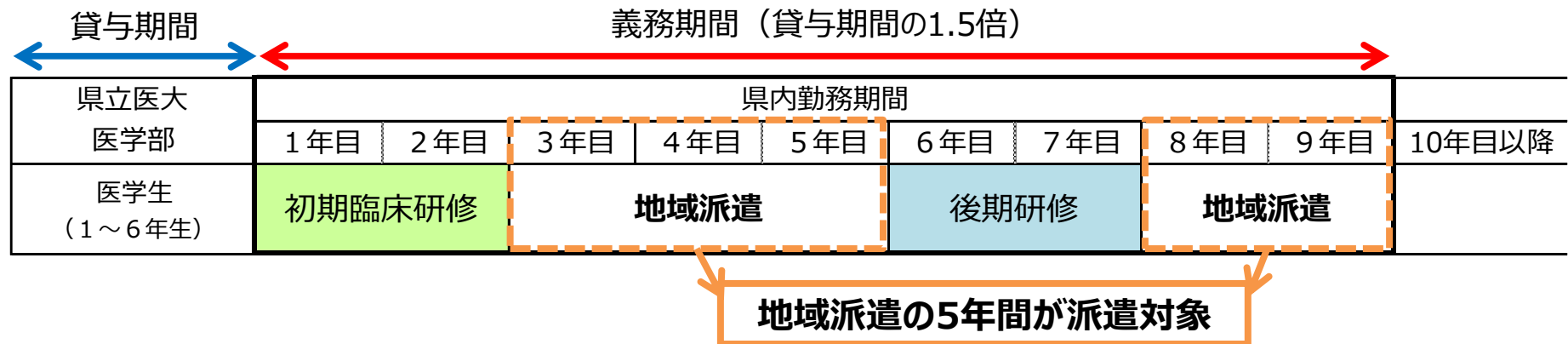
医師のキャリア形成等

- 派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保
- 派遣される医師の負担軽減 など

◆本方針による派遣の対象となる医師

- ・ 自治医科大学卒業医師
- ・ 県立医科大学地域医療枠医師
- ・ 近畿大学和歌山県地域枠医師（へき地医療コース）

【地域枠医師等の義務期間の勤務イメージ】



【派遣中の診療科について】

- ・ 原則、**内科・総合診療**での派遣とする
- ・ 県内公立病院で特に医師が不足している**産婦人科・精神科・小児科・救急科・外科・麻酔科**については、例外的に当該診療科での派遣を認める（救急科は8・9年目は内科派遣）

※産婦人科：H28以降、精神科：H30以降、小児科：R6以降、救急科：R7以降、**外科・麻酔科：R9以降**

※精神科についてはR10年度入学者まで

※麻酔科についてはR13年度以前に専門研修プログラムに基づく専門研修を開始した者まで（期間限定）

令和8年度の派遣方針及び医師派遣状況について

◆令和8年度医師派遣方針（概要）＜内科派遣＞

- ・ 派遣対象医療機関及び派遣医師にヒアリングを実施し、医師不足状況やキャリア形成を考慮
- ・ へき地診療所には直接常勤医師を派遣せず、同一医療圏内のへき地医療拠点病院等へ医師を派遣し、当該病院からの医師派遣でへき地診療所を運営する体制に移行
- ・ 初期臨床研修後の卒後3年目医師はバックアップ体制が整った比較的大きな病院への派遣を優先

○令和8年度 地域医療枠等の派遣先一覧

医療圏	派遣先医療機関 (※：へき地医療拠点病院) (☆：診療所) (★：へき地診療所)	派遣 要望数 (内科)	派遣医師数（内科）				[参考] 特定診療科等 派遣医師数
			合計	自治医大	県立医大 地域医療枠	近畿大学 和歌山県地域枠	
和歌山	国保野上厚生総合病院 ※	4	5	2	3		精神科1
	紀美野町国古・長谷毛原診療所 ★	1	0				
那賀	公立那賀病院 ※	3	2		1	1	
橋本	橋本市民病院 ※	2	1		1		
	高野山総合診療所 ☆	1	1	1			
有田	有田市立病院	5	4		3	1	
	済生会有田病院	4	1	1			
御坊	ひだか病院 ※	5	7	2	5		精神科1
	和歌山病院	2	1		1		
田辺	南和歌山医療センター ※	3	2	1	1		救急科1
	紀南病院 ※	2	2		1	1	産婦人科2
	国保すさみ病院	4	3		3		
	紀南こころの医療センター						精神科2
	白浜町川添診療所 ★	1	0				
新宮	新宮市立医療センター	6	7	2	4	1	麻酔科1（特例対応）
	那智勝浦町立温泉病院	4	4		2	2	
	新宮市熊野川診療所 ★	1	1	1			
	古座川町七川診療所 ★	1	0				
	くしもと町立病院	3	3	1	1	1	
	北山村診療所 ★	1	1		1		
合計		53	45	11	27	7	8

令和 9 年度の地域枠医師の派遣方針について

令和8年度 医師派遣方針の見直しポイント

令和7年度第4回
和歌山県医療対策協議会
令和7年11月21日

資料1
抜粋

★ 令和7年度現在、**医師を独自確保できず地域枠医師の派遣要望があるへき地診療所**へは地域枠医師を1名、直接常勤・常駐で派遣（1年間診療所管理者として診療所で勤務）

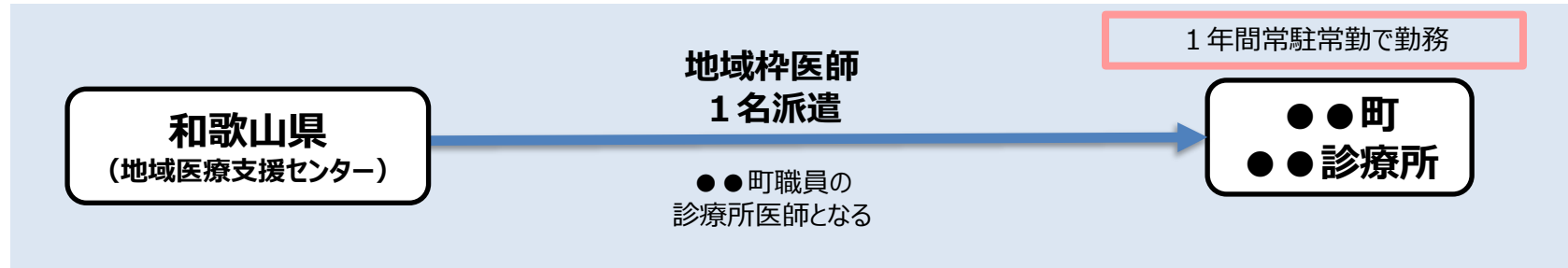
★ 令和8年度からは、**「拠点病院等へ地域枠医師を追加派遣し、拠点病院等からの派遣によりへき地診療所を運営する体制」へ見直したい。**（※病院と診療所開設市町村との協議が整わない場合は、例外として令和8年度に限り1名常勤・常駐派遣）

なお、**以下の要件のいずれも満たすへき地診療所**については、医療需要の状況等を踏まえ、**直接1名常勤・常駐派遣を検討すること**としたい。

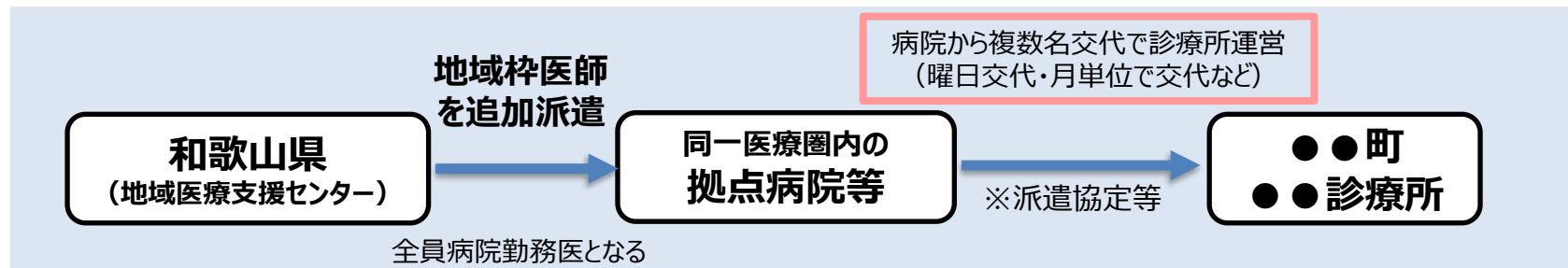
- ① 週4日以上診療していること
- ② 1日平均患者数（※）が20人以上であること
※ 1日平均患者数 = (年間延べ通院患者数 + 年間訪問診療患者数) / 診療日数
- ③ 最寄りの拠点病院等まで概ね30分を超えること

- 本要件をいずれも満たすのは、みなべ町高城診療所のみ
- 高城診療所は、町で直接雇用した常勤医師が勤務しているため、地域枠医師の派遣要望なし

令和7年度
【現行】



令和8年度
【見直し案】



へき地診療所への地域枠医師の派遣方法の見直し状況

- 昨年度は、下表④⑤が、拠点病院等からの派遣について調整中となっていた。（R8は常勤派遣）

	拠点病院	へき地診療所	R8から開始 の可否	備考	R9に向けた状況
①	野上厚生総合病院	紀美野町国吉・長谷毛原診療所	○		—
②	南和歌山医療センター	白浜町川添診療所	○		—
③	くしもと町立病院	古座川町七川診療所	○		—
④	新宮市立医療センター	新宮市熊野川診療所	×	診療所の診療時間の整理等に時間を要するためR9開始に向け継続協議	R9から新宮市立医療センターからの医師派遣となる見込み
⑤	【暫定の候補】 新宮市立医療センター	北山村診療所	×	北山村としては直接医師を確保・雇用する意向のため、R8は暫定的に直接派遣	北山村が直接医師確保・雇用に向けて調整中

北山村が直接医師を確保・雇用できなかった場合、最寄りの拠点となる新宮市立医療センターからの医師派遣で運営することとなるが、新宮市立医療センターはまずはR9年度から熊野川診療所に医師派遣を開始する予定であり、北山村診療所については、新宮市立医療センターの体制を考慮しながら段階的に進めていく。

★ 北山村が医師を確保できなかった場合は、暫定的な地域枠医師の直接派遣を1年間継続することで対応したい。【＝例外措置を1年延長】

令和9年度 医師派遣方針（案） （自治医科大学、県立医大地域医療枠、近大和歌山県地域枠）

〈派遣対象医療機関〉

①から③のいずれかの要件に該当する医療機関のうち、地域医療の状況を踏まえ、派遣可能医師数の範囲内で派遣先を決定する

① 医師少数区域（病院医師少数区域含む）及び医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関（へき地診療所（※）を除く。）

※へき地診療所については、直接医師を派遣せず、同一医療圏内のへき地医療拠点病院（同一医療圏内にへき地医療拠点病院がない場合は、同一医療圏内の公立・公的病院）に医師を派遣し、当該病院からの医師派遣により運営する。**ただし、当該病院からの医師派遣の協議が整わない等の場合、令和-8-9年度に限りへき地診療所への派遣を行う。**

※なお、「週4日以上診療していること」、「1日平均患者数が20人以上であること」、「最寄りのへき地医療拠点病院等まで概ね30分を超えること」のいずれも満たすへき地診療所については、医療需要の状況等を踏まえ、派遣を検討する。

② 県保健医療計画に基づく政策医療（救急医療、災害医療、がん、難病等）上、重要な役割を担う医療機関（和歌山医療圏に所在する医療機関を除く。）

③ 上記の他、医師少数区域に所在する公立病院において、特定の診療科医師が危機的に不足するなど、緊急かつやむを得ない事情があると認められる場合は、個別に派遣を検討する

※派遣にあたっての留意事項

派遣先医療機関の決定にあたっては、医師のキャリア形成に配慮する

・卒後3年目医師は、指導体制が整った病院への派遣を優先する

医師派遣方針を踏まえた令和 9 年度の派遣対象医療機関

- ① 医師少数区域及び医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関
 - ② 政策医療上の重要医療機関（和歌山保健医療圏所在医療機関を除く）
 - ③ 医師少数区域の公立病院で特定の診療科が危機的に不足するような場合の個別検討派遣
- ※ ヘキ地診療所については、同一医療圏内の拠点病院等からの派遣により運営
 （※病院と診療所開設市町村との協議が整わない等場合は、例外として令和 9 年度に限り 1 名常勤・常駐派遣）

医療圏	県内の公的な医療機関名	区別	判定	①医師少数区域及び医師少数スポットに所在する公立・公的医療機関			②政策医療上の重要医療機関				③医師少数区域の公立病院で特定の診療科が危機的に不足するような場合の個別検討派遣	【参考】ヘキ地医療		
				医師少数区域	病院医師少数区域	医師少数スポット	救急医療（R7搬送受入件数）※ 1	災害拠点病院	地域がん診療連携拠点病院	神経難病・結核		ヘキ地診療所	ヘキ地医療拠点病院	ヘキ地診療所に医師を派遣する公立病院（ヘキ地医療拠点病院除く）
和歌山	国保野上厚生総合病院	公立	対象	- 次期医師確保計画の策定に当たり、少数区域等を今後再設定 - 今回の医療対策協議会において、「次期医師確保計画の策定に向けた方向性」の説明の中で、新たな少数区域等について説明予定 - 派遣対象医療機関については、少数区域等に変更が生じても、令和 8 年度から大きく変わらない見込み			612						○	
那賀	公立那賀病院	公立	対象				2,068	○	○				○	
橋本	橋本市民病院	公立	対象				1,850	○	○				○	
	高野山総合診療所	公立	対象				96							
有田	有田市立病院	公立	対象				935	○						
	済生会有田病院	公的	対象				520							
御坊	ひだか病院	公立	対象				1,582	○					○	
	和歌山病院	国立	対象				120			○				
田辺	南和歌山医療センター	国立	対象				3,509	○	○				○	
	紀南病院	公立	対象				1,958	○	○				○	
	国保ささみ病院	公立	対象				145							○
新宮	くしもと町立病院	公立	対象				651							○
	新宮市立医療センター	公立	対象				1,935	○						
	那智勝浦町立温泉病院	公立	対象				636							○
全県	市町村開設ヘキ地診療所	公立	対象									△		

↑和歌山県救急医療情報システムより

↑北山村診療所

★ 医師少数区域等のご説明を次回会議まで保留とした上で、令和 8 年度と同じ医療機関を派遣対象として、各医療機関及び派遣対象医師との調整を開始することを承認いただきたい。

【参考】令和3年度以降の派遣医師数の比較

医療圏	医療機関名 (※：へき地医療拠点病院) (☆：診療所) (★：へき地診療所)	令和8年度		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		内科医数 (常勤)	うち 派遣人数	内科医数 (常勤)	うち 派遣人数	内科医数 (常勤)	うち 派遣人数	内科医数 (常勤)	うち 派遣人数	内科医数 (常勤)	うち 派遣人数	内科医数 (常勤)	うち 派遣人数
和歌山	国保野上厚生総合病院 ※	11	5	10	2	10	2	11	4	10	4	11	4
	紀美野町国吉・長谷毛原診療所 ★	0	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
那賀	公立那賀病院 ※	19	2	19	2	18	1	17	2	19	2	16	-
橋本	橋本市民病院 ※	25	1	30	2	30	1	26	2	20	2	25	2
	高野山総合診療所 ☆	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2	1
有田	有田市立病院	9	4	6	4	8	4	10	4	9	4	8	3
	済生会有田病院	6	1	5	1	4	-	1	-	1	-	4	-
御坊	ひだか病院 ※	17	7	20	6	18	6	16	6	18	6	17	4
	和歌山病院	7	1	7	1	8	1	9	1	9	1	8	-
田辺	紀南病院 ※	22	2	22	2	27	2	23	2	24	2	25	3
	南和歌山医療センター ※	17	2	17	1	16	1	18	2	17	2	17	1
	国保すさみ病院	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	白浜町川添診療所 ★	0	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
新宮	新宮市立医療センター	18	7	18	6	18	6	19	6	19	6	22	6
	那智勝浦町立温泉病院	5	4	5	5	4	4	5	4	4	4	6	4
	くしもと町立病院	8	3	7	2	7	2	7	2	5	2	4	1
	新宮市熊野川診療所 ★	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	古座川町七川診療所 ★	0	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	北山村診療所 ★	1	1	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1
合計		172	45	177	41	178	37	172	42	165	43	173	35

※医療機関の内科医数：和歌山県医務課調べ（各年度4月1日時点）